

# 茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度 がはじまりました！

わたしたちは、外国人不法就労者を

- 雇わず、
- 雇わせず、
- 見過ごしません！



宣誓します！



⇒ 詳しくは裏面をご覧ください



茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

## ～茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度について～

### ○ 外国人材適正雇用推進宣言について

- ・ 茨城県はこのたび、「外国人材適正雇用3原則」を次のとおり定めました。

**不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない。**

- ・ 御賛同いただける県内の事業者、業界団体等の方につきましては、上記の宣言を行った上で、知事に申し出ることができます。

### ○ 対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・ 茨城県内に事務所、事業所その他の場所を置く者であること。
- ・ 上記の宣言をしている者であること。
- ・ 次のいずれにも該当すること。

ア 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。

イ 申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

エ 役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

オ 茨城県税に未納がない者であること。

### ○ 県に申出を行った方には…

- ・ 専用のステッカー（宣誓者標章）を配付いたします。
- ・ 県ホームページで、申出者を公表いたします（希望する方のみ）。

### ○ 申出の方法

- ・ 「外国人材適正雇用推進宣言申出書」に必要事項を御記入の上、下記の申出書の提出・お問合せ先まで御提出をお願いいたします。

**※ Eメール又は紙（郵送）で御提出いただけます。**

- ・ 詳細については以下ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/sengen.html>

【QRコードはこちら】



### ○ 申出書の提出・お問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6（茨城県庁舎行政棟 16 階北側）

TEL：029-301-3849（直通）

E-mail：rousei8@pref.ibaraki.lg.jp



※ステッカー（宣誓者標章）  
のイメージ